

概 要

1 本書の構成

I 総 覧 表

本表には、当年の報告結果を事件別、受理、既済及び未済の別に裁判所ごとに一覧できるよう総人員数を掲げるとともに、各事件の累年比較の表を収録した。

II 細 別 表

本表には、既済事件の集計結果を、主として事件の種類ごとに審級裁判所及び罪名別に終局事件の手続及び実体両面にわたる内容について掲げた。

2 本書利用上の注意

- (1) 年次について断りのない表は、全て平成25年に関するものである。
- (2) 表題中「刑事事件等」とあるのは、医療観察事件（平成17年7月15日施行）を含むことを表す。
- (3) 表題中「第一審」とあるのは、通常の公判手続による事件及び略式事件を含み、「通常第一審」とあるのは通常の公判手続による事件のみを表す。
- (4) 各表の数値は、次の資料による。

昭和24、25年は各年「刑事裁判統計年報」及び「民事・刑事・家庭事件一覧表」

昭和30、35、40、45、50、55、60、平成2、7、12、17、19～24年は各年「司法統計年報2刑事編」

なお、本書中、統計表の数値等に過去の「司法統計年報」所収のそれと符合しない部分があるのは、その後における再調査の結果に基づく修正によるものである。

- (5) 統計表の数値は、特に断りのない限り全て人員である。

なお、刑事事件統計における事件の計上は、昭和27年から件数建てを廃し、人員建てのみで行うこととなり、訴訟手続とも関連して、1被告人を1人に数える実人員による場合と、1被告人を数人に数える延べ人員による場合とがある。

総覧表第1、2、4、5、7、8、10、11、13～18、20表及び細別表第82表の各表は延べ人員であり、その他の諸表は、昭和29年までは延べ人員であったが、30年以降は原則として実人員で計上した。

- (6) 各表の数値は、平成26年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に司法統計年報として取りまとめたものである。
- (7) 各表の数値は、司法統計年報の刊行後、異同訂正が生じることがある。
- (8) 累年表のうち、その年の新受人員に前年の未済人員を加えたものからその年の既済人員を差し引いたものがその年の未済人員と符合しない箇所があるのは、前年の司法統計年報の刊行後に数値の異同があったためである。

(9) 罪名の表示、分類及び配列

従来刑法犯として計上されていたものは、刑法典に規定された固有の刑法犯のほかに、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律違反事件（窃盗，強盗，強盗致死傷の罪の中に分類）のみであったが，昭和27年からは次の違反事件をも加え（ ）内の罪名中に分類し，40年からは次の違反事件を刑法犯の末尾に独立して配列した。

ア 決闘罪ニ関スル件……………（傷害の罪の中に分類）

イ 爆発物取締罰則……………（爆発及びガス漏出の罪の中に分類）

ウ 暴力行為等処罰ニ関スル法律……………（脅迫の罪の中に分類）

したがって，これらの違反事件については，従来刊行されている刑事裁判統計年報及び犯罪統計年報と本書所収の統計数値との比較に当たり，特に注意されたい。

(10) 本書に使用した符号

— 該当数値のない（0人，0回等）場合

… 不詳，表示省略又は調査対象外の場合

(11) 細別表利用について

ア 罪名選択の基準

罪名別統計表に掲げた罪名は，有罪の場合には処断罪により，有罪以外の場合には起訴状記載の罪名（変更のあったときは変更後のもの）によった。

有罪のうち，併合罪について主文において1個の刑が言い渡された場合には併合罪中法定刑の最も重い罪を，法定刑が同一のときは犯情の重い罪を処断罪とし，主文において2個以上の犯罪事実について各別に主刑が言い渡されている場合には言渡刑の重い罪を，言渡刑が同一の場合には法定刑の重い罪を，法定刑が同一の場合には犯情の重い刑を処断罪とした。

イ 罪名の表示、分類及び配列

罪名別統計表への罪名の記載に当たっては，特定の罪名のみを個別に又は一定の区分に従って分類して表示し，その他の罪名を一括して表示した。

ウ 刑種，刑期及び罰金額等計上の基準

科刑に関する統計表（刑種，刑期及び罰金額に関する調査結果を掲載したもの）については，処断罪名に対する刑を基準として計上したが，主文において2個以上の犯罪事実について各別に主刑が言い渡された場合には重い方の言渡刑を基準とし，同一の刑が言い渡された場合には，そのうち1個（合算しない）を基準として計上した。

なお，併科刑については，刑法第9条及び第10条の規定により重い方の刑種のみを計上した。